

令和3年12月2日

習志野市雇用を守る支援金を拡充します

令和3年10月1日より実施している「習志野市雇用を守る支援金」について、
令和3年12月15日より内容を拡充します。

<習志野市雇用を守る支援金とは>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、雇用環境の急激な悪化が懸念されることから、市内中小企業者の雇用維持を下支えすることを目的に、雇用している従業員数に応じて支援金を支給する事業です。

<拡充の概要>

①対象要件を緩和(法人の場合)

「資本金の額又は出資金の額」の要件を、【1,000 万円未満】から
【1億円以下】に拡大します。

②給付額の変更(区分の見直し、引き上げ)

従業員数の区分及び給付額について、次のとおり変更します。
これにより、給付額は1事業者あたり最大50万円に引き上げられます。

	従業員数	拡充後	拡充前
(1)	5人～19人	1人につき1万円	1人につき1万円
(2)	20人～49人		一律20万円
(3)	50人以上	一律50万円	一律25万円

なお、令和3年12月14日までに本支援金の申請をされた事業者のうち、増額の対象となる「従業員数21人以上の事業者」については、差額支給を行いますので、個別にご案内します。

③申請期間の延長

令和4年1月17日(月)【必着】まで延長します。

問合せ先
協働経済部 産業振興課
電話：047-453-7396